

第 53 期定時株主総会招集ご通知への

記載を省略した電子提供措置事項

1. 企業集団の現況に関する事項
2. 会社の株式に関する事項
3. 会社の新株予約権等に関する事項
4. 会社の役員に関する事項
5. 会計監査人の状況
6. 会社の体制及び方針
7. 連結注記表
8. 個別注記表

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで)

株式会社ケーユーホールディングス

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第 16 条の規定に基づき、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面：定時株主総会招集ご通知）には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様は電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律にお送りしております。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、東京都、神奈川県を中心とした関東圏、東北地方、北陸地方及び北海道を主要営業地域として、四輪自動車の販売、修理を主たる事業とし、それらに付随する事業を展開しております。

(2) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

① 株式会社ケーユー

名	称	所在地
本店	王子	東京都八王子市
八東	南模須	神奈川県横浜市
湘相模	戸原	神奈川県横浜市
秦野	野葉	神奈川県秦野市
千久	ユウ	神奈川県中井市
三郷	ニ喜イ	神奈川県白三郷
佐都	宮イ	神奈川県宇都宮市
宇仙	台	神奈川県宇都宮市
仙盛	岡田	神奈川県若盛市
秋金	沢	神奈川県八戸市
青山	森西	神奈川県山形市
函富	山イ	神奈川県函富市
旭高	形	神奈川県旭高市
山新	潟南	新潟県新潟市
湘帯	森	新潟県新潟市
新青	7号	新潟県新潟市
長	野	新潟県新潟市

② 株式会社シュテルン世田谷

名	称	所在地
メルセデス・ベンツ	東名	東京都世田谷区
メルセデス・ベンツ	世田谷	東京都世田谷区
メルセデス・ベンツ	世田谷	東京都世田谷区
サーティファイドカー・センタ	あざみ野	神奈川県横浜市
メルセデス・ベンツ	東名	神奈川県横浜市
メルセデス・ベンツ	横須賀	神奈川県横須賀市
メルセデス・ベンツ	新百合ヶ丘	神奈川県横浜市
メルセデス・ベンツ	世田谷	東京都世田谷区
A M G	東京	東京都世田谷区

メルセデス・ベンツ多摩	東横	京浜	都市	多港	摩南	市区
メルセデス・ベンツ港南	横神	奈浜	川市	逗	子	市区
メルセデス・ベンツ横濱	横神	奈浜	川市	鶴港	見北	市区
メルセデス・ベンツ日藤	横神	奈浜	川市	藤	沢	市区
メルセデス・ベンツ八王	横神	奈浜	川市	王	沢	市区
メルセデス・ベンツ横濱	横神	奈浜	川市	藤	沢	市区
スターズ@メルセデス・ベンツ銀座	横神	奈浜	川市	藤	沢	市区

③ 株式会社モトーレン東名横浜

名 称	所 在 地
Tomei-Yokohama BMW東名横浜本店	東京都町田市市区
Tomei-Yokohama BMW横浜三ツ沢支店	横浜市神奈川区市区
Tomei-Yokohama BMW横須賀支店	神奈川県横須賀市市区
Tomei-Yokohama BMW町田鶴川支店	東京都町田市区
Tomei-Yokohama BMW調布支店	東京都調布市区
BMW Premium Selection東名横浜	東京都町田市区
BMW Premium Selection町田鶴川	東京都町田市区
BMW Premium Selection調布	東京都調布市区
BMW Premium Selection横浜三ツ沢	横浜市保土ヶ谷区

④ 株式会社ファイブスター東名横浜

名 称	所 在 地
ジーブ東名横浜	東京都町田市市区
ジーブ相模原	相模原市中央区
ジーブ新百合ヶ丘	川崎市麻生区
ジーブ厚木	神奈川県厚木市
キャデラック・シボレー東名横浜	東京都町田市区
フォルクスワーゲン相模原橋本	相模原市緑区
フォルクスワーゲン大和	神奈川県大和市

(3) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

部 門 名	従 業 員 数
国 産 車 販 売 事 業	492名
輸入車ディーラー事業	828名
管 理 部 門	75名
合 計	1,395名

(4) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	4,712百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,717百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,735百万円

(5) 販売の状況

(単位：百万円)

期 別 商品別		第52期 (2024年 3 月期)			第53期 (2025年 3 月期)			売上高 増減率
		台 数	売上高	構成比	台 数	売上高	構成比	
四輪車	新 車	6,814台	57,459	37.2%	6,935台	56,153	35.1%	△2.3%
	中古車	35,437台	75,004	48.5%	36,411台	80,493	50.3%	7.3%
	小 計	42,251台	132,463	85.7%	43,364台	136,647	85.4%	3.2%
二輪車	新 車	11台	32	0.0%	—	—	—	—
	中古車	11台	14	0.0%	—	—	—	—
	小 計	22台	47	0.0%	—	—	—	—
修理売上高		—	15,535	10.1%	—	16,702	10.5%	7.5%
手数料収入		—	6,516	4.2%	—	6,614	4.1%	1.5%
合 計		—	154,563	100.0%	—	159,964	100.0%	3.5%

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2025年3月31日現在）

(1) 発行済株式の総数

普通株式 32,850,827株
(自己株式 11,275,197株を除く)

(2) 株主数（自己株式を除く）

10,358名

(3) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
(有) ヤ マ サ ン	8,930	27.18
(株) ラ グ ナ	3,500	10.66
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株) (信 託 口)	1,608	4.90
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	1,243	3.78
損 害 保 険 ジ ャ パ ン (株)	1,178	3.59
板 東 徹 行	889	2.71
井 上 順 子	762	2.32
(株) シ ュ ー ツ ー	610	1.86
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 (株)	608	1.85
ケーユーグループ従業員持株会	505	1.54

(注) 当社は、自己株式11,275,197株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) 当事業年度中に職務遂行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	205,000株	3名
--------------------------	----------	----

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、招集ご通知に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度末日における会社役員の新株予約権等の保有状況

名称 (発行決議日)	新株予約 権の数	目的となる株式の数	発行 価額	権利行 使価額	行使の 条件	権利行使期間
第4回新株予約権 (2007年9月20日)	145個	29,000株 (新株予約権1個につき200株)	無償	1個あたり100円	(注)1	2007年10月2日から 2037年10月1日まで
第5回新株予約権 (2008年7月17日)	185個	37,000株 (新株予約権1個につき200株)	同上	同上	(注)1	2008年9月2日から 2038年9月1日まで
第6回新株予約権 (2009年6月24日)	185個	37,000株 (新株予約権1個につき200株)	同上	同上	(注)1	2009年8月1日から 2039年7月31日まで
第7回新株予約権 (2010年6月28日)	310個	62,000株 (新株予約権1個につき200株)	同上	同上	(注)1	2010年8月1日から 2040年7月31日まで
第8回新株予約権 (2011年6月28日)	310個	62,000株 (新株予約権1個につき200株)	同上	同上	(注)1	2011年8月1日から 2041年7月31日まで
第9回新株予約権 (2012年6月27日)	310個	62,000株 (新株予約権1個につき200株)	同上	同上	(注)1	2012年8月1日から 2042年7月31日まで
第10回新株予約権 (2013年6月26日)	310個	62,000株 (新株予約権1個につき200株)	同上	同上	(注)2	2013年8月1日から 2043年7月31日まで
第11回新株予約権 (2014年6月26日)	700個	70,000株 (新株予約権1個につき100株)	同上	同上	(注)2	2014年8月1日から 2044年7月31日まで
第12回新株予約権 (2015年6月25日)	800個	80,000株 (新株予約権1個につき100株)	同上	同上	(注)2	2015年8月1日から 2045年7月31日まで
第13回新株予約権 (2016年6月28日)	795個	79,500株 (新株予約権1個につき100株)	同上	同上	(注)2	2016年8月1日から 2046年7月31日まで
第14回新株予約権 (2017年7月20日)	795個	79,500株 (新株予約権1個につき100株)	同上	同上	(注)2	2017年9月1日から 2047年8月31日まで
第15回新株予約権 (2018年6月26日)	795個	79,500株 (新株予約権1個につき100株)	同上	同上	(注)2	2018年8月19日から 2048年8月18日まで
第16回新株予約権 (2019年6月25日)	975個	97,500株 (新株予約権1個につき100株)	同上	同上	(注)2	2019年8月17日から 2049年8月16日まで
第17回新株予約権 (2020年6月25日)	975個	97,500株 (新株予約権1個につき100株)	同上	同上	(注)2	2020年8月20日から 2050年8月19日まで

(注) 1 新株予約権の行使条件

- ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日、もしくは、当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

2 新株予約権の行使条件

- ① 当社の取締役の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間に一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3か月間に限り各募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は各募集新株予約権を行使できるものとする。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- 3 2014年6月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」および「権利行使価額」は調整されております。

当社役員の保有状況（2025年3月31日現在）

	名 称	個 数	保 有 者 数
取 締 役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	第4回新株予約権	145個	3名
	第5回新株予約権	185個	3名
	第6回新株予約権	185個	3名
	第7回新株予約権	310個	3名
	第8回新株予約権	310個	3名
	第9回新株予約権	310個	3名
	第10回新株予約権	310個	3名
	第11回新株予約権	700個	3名
	第12回新株予約権	800個	3名
	第13回新株予約権	795個	3名
	第14回新株予約権	795個	3名
	第15回新株予約権	795個	3名
	第16回新株予約権	975個	3名
	第17回新株予約権	975個	3名

4. 会社の役員に関する事項

(1) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、萩原博文氏、細野泰司氏、浅野雅雄氏及び戸倉章博氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、300万円又は法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、監査等委員である取締役がその職務を行うにあたり、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、招集ご通知に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	細 野 泰 司	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、10回に出席し、企業経営者としての幅広い経験と高い知見に基づき、独立した客観的な立場から、取締役会の妥当性・適正性を確保するため議案等について適宜、有益な助言、発言を行うなど、同氏に期待される役割を適切に果たしております。また、当事業年度に開催された監査等委員会には12回のうち8回に出席し、主に内部統制システムの構築及び運用状況、監査結果について適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	浅 野 雅 雄	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、14回に出席し、長年にわたる財務・経理業務の経験に基づく知見から、取締役会の妥当性・適正性を確保するため議案等について適宜、有益な助言、発言を行っており、同氏に期待される役割を適切に果たしております。また、当事業年度に開催された監査等委員会には12回のうち12回に出席し、主に財務・経理業務、会計監査人の監査の実施状況及び職務の執行状況について必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	戸 倉 章 博	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、14回に出席し、長年にわたる総務人事、財務・経理業務の経験に基づく知見から、取締役会の妥当性・適正性を確保するため議案等について適宜、有益な助言、発言を行うなど、同氏に期待される役割を適切に果たしております。また、当事業年度に開催された監査等委員会には12回のうち12回に出席し、主に財務・経理業務、会計監査人の監査の実施状況及び職務の執行状況について必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	28百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
合 計	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の在任期間、会計監査人の職務の執行状況、会社法第340条第1項各号所定事由への該当性の有無その他の会計監査人の適格性及び信頼性の判断の基礎となる事情ならびに他の会計監査人候補者の状況を総合考慮し、必要があると判断した場合、監査等委員会の決定を得て、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人等を会計監査人として選任する旨の議案を株主総会にお諮りする方針であります。

また、会計監査人の在任期間、会計監査人の職務の執行状況、会社法第340条第1項各号所定事由への該当性の有無その他の会計監査人の適格性及び信頼性の判断の基礎となる事情ならびに他の会計監査人候補者の状況を総合考慮し、必要があると判断した場合であって、取締役会の判断と相違する場合、取締役会に対し、会計監査人の解任または不再任及び新たな会計監査人の選任を株主総会の会議の目的事項とすることを請求いたします。特に、会社法第340条第1項各号所定事由に該当すると認められる場合であって、必要と判断するときには、監査等委員会は、会計監査人の解任をすることがあります。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を次のとおり定めております。当社取締役会は、本方針について適宜見直しを行い継続的な改善を図ってまいります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ各社の全ての役職員が守るべき企業行動規範を定め、法令遵守精神の涵養と企業倫理の確立を図り、公正で透明な企業風土の構築に努めてまいります。また、コンプライアンス規程に基づき、各職制や研修等を通じ指導教育を実施し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合する体制の整備を行います。

総務部担当役員を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループ各社のコンプライアンス問題を一元的に管理するとともに、内部通報制度を設け、コンプライアンス上の問題に係る情報を、全ての役職員から広く収集いたします。

内部監査部は、監査等委員である取締役と連携し、グループ各社の法令等の遵守状況について定期的に監査を行い、その結果を取締役に報告いたします。

(運用状況)

グループ各社のコンプライアンス問題を一元的に管理するコンプライアンス・リスク管理委員会は、期初に設定した運営計画に基づき、制度・規程類の整備やグループ全社員に対する継続的な教育を行う等コンプライアンス意識の涵養を図っております。委員会は原則として四半期毎に開催し、運営状況のレビューを行うとともに取り上げられた問題について審議の上、活動内容を取締役に報告しております。また、コンプライアンス関連の規程・マニュアル・ハンドブックを社内イントラネットに開示し、全社員が常時閲覧できる体制を整備すると共に適宜内容の見直しを行っております。

内部監査部は、グループ各社について法令等の遵守状況を定期的に監査し、監査結果報告会で監査結果を報告するほか、四半期に1回取締役会に報告を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等重要な会議の審議経過や意思決定の記録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書等、取締役の職務執行に係る情報につきましては、法令及び社内規程に基づき保存することといたします。

(運用状況)

取締役会等の重要な会議の記録については、事務局となる部署が法令及び取締役会規程等の社内規程に基づき、保存しております。重要事項に係る稟議書、重要な契約書等は、グループ各社をサポートする部署が社内規程に基づき保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ会社を含む全社的なリスクを把握・評価し適切な対応を行うため

に、リスク管理規程に基づきリスク管理体制の整備を図ります。また、リスク管理の実効性確保のため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、総務部担当役員をリスク管理総括責任者に任命し、グループのリスク管理の一元化を図ります。

リスク管理総括責任者は、全社的なリスクの管理状況を把握し、適宜（緊急の場合は直ちに）社長及び必要に応じ取締役会に報告を行うとともに、必要な対策や予防措置を検討するものとしたします。また、災害を始めとする不測の事態に対しては、緊急事態対策規程に則り迅速かつ適切な対応により損失の極小化を図る体制を整備いたします。

（運用状況）

コンプライアンス・リスク管理委員会がグループ横断的にリスク管理を行っており、全社員に対する継続的な教育研修のほか、委員会を原則として四半期に1回開催し、リスクのある事案について協議し、リスクコントロールの強化を図っております。また、ケーユーグループ事業継続計画を定め、定期的に訓練を行う等により不測の事態が発生した場合の損害の最小化に努めております。

（4） 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を導入し、監督と執行の分離による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図りつつ、業務執行にかかる責任を明確化しております。さらに、職務権限規程を定め、重要性に応じ、取締役会を含めた適切な機関において意思決定を行うものとし、他方、職務分掌規程を定め、業務の執行を適切に分担することとしたしております。

業務の運営及び進捗状況の管理につきましては、毎年取締役会の決議を経て策定する年度計画（予算）に基づき、各部門に明確な目標を設定し、取締役会がその進捗管理を行い、内部監査の結果とあわせ定期的に業務運営状況を検証します。

（運用状況）

取締役会規程に基づき、取締役会を毎月開催しているほか、必要に応じ臨時に開催し迅速な意思決定を図っております。

業務の運営及び進捗状況につきましては、毎月取締役会において各社及び連結の月次決算を報告することにより予算に対する進捗状況等を管理するほか、内部監査部が四半期ごとに監査結果を取締役に報告し、業務の運営状況を検証しております。

（5） 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、持株会社としてグループ各社の業務運営を管理監督するとともに、全体最適の観点から必要な経営資源の配分を行い、グループ各社の業務の適正性を確保するための体制整備を行います。

当社の常勤監査等委員である取締役は、グループ各社の監査役を兼務しているほか、内部監査部が定期的にグループ各社を監査する等、グループの業務の適正を確保する体制を整備いたします。

また、当社グループは、財務報告の信頼性を確保するための統制の強化と、財務報告に係る内部統制の評価基準に則り、公正妥当な評価を行う体制の整備を図ります。

（運用状況）

当社の常勤監査等委員は、グループ各社の監査役を兼務し、各社の運営を監視・監督しております。また、内部監査部が四半期ごとに各社の監査結果を取締役に報告

する事で、企業集団における業務の適正を確保しております。

- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項

監査等委員である取締役の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置し、監査等委員である取締役の職務を補助する使用人を他部署との兼務で配置しております。当該使用人の人事考課及び人事異動に関しては、監査等委員会の意見を聴取することといたします。また、監査等委員である取締役が職務の執行にあたり当該使用人に対し指示を行った場合は、当該使用人はその指揮命令権に従うものとします。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は配置いたしません。

（運用状況）

監査等委員の職務を補助するために必要な使用人を配置しております。当該使用人は監査等委員会の事務局として、監査等委員である社外取締役とのスケジュール調整や議事進行等運営のサポートのほか、監査等委員会議事録の管理、保管、資料の整備を行っております。当該使用人の人事考課にあたっては、監査等委員会の意見を聴取しております。

- (7) 監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員である取締役に当該事実を報告いたします。常勤監査等委員である取締役は、グループ各社の監査役を兼務し、営業会議等の主要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の進捗状況について報告を受ける体制といたします。また、監査等委員である取締役は、業務執行に係る重要な文書及び稟議書等を閲覧し、必要に応じ監査等委員でない取締役または使用人にその説明を求めることといたします。

内部通報規程により、当社グループの役職員に対し社内規則や法令等に違反する行為を知ったときは、直ちに通報する義務を負わせる一方、通報者に対する保護と報復行為の禁止を定めています。

（運用状況）

常勤監査等委員は、グループ各社の主要な会議に出席し、業務の進捗状況を把握するほか、随時グループ各社の店舗を臨店し、使用人からの情報収集に努めております。また、幅広く情報収集を行うために内部通報規程を定め、社内イントラネットを通じ全ての役職員が閲覧可能な状態としております。

- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役は、会計監査人から会計監査についての説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行います。また、内部監査人とも密接な連携を保ち、監査等委員である取締役の監査の実効性を高めることといたします。

また、監査等委員である取締役がその職務執行（監査等委員としての職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務について会社法第 399 条の 2 第 4 項に基づき請求したときは、監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに費用等を支払うものとします。

（運用状況）

監査等委員会は、会計監査人から会計監査結果の報告を受けるほか、適宜情報の交換を行っております。また、常勤監査等委員と内部監査部は、監査結果報告会において相互に連携し、監査の効率性・実効性を高めております。

監査等委員の職務執行に必要な費用については、速やかに支払いを行っております。

（9） 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、グループ各社の全ての役職員が守るべき企業行動規範に則り、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人・団体には断固たる態度で臨みます。また、コンプライアンス規程において反社会的勢力との対決を謳い、更にコンプライアンスマニュアルで具体的内容を定めることにより、グループ全ての役職員への徹底を図り、反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進いたします。

（運用状況）

反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、不当要求防止責任者の設置や地元警察との連携を行うほか、条例に基づき契約書への暴力団排除条項の追加や新規取引開始時には社内規程やマニュアルに従い属性チェックを行う等、実効性を高めております。

7. 連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

株式会社ケーユー

株式会社シュテルン世田谷

株式会社モトーレン東名横浜

株式会社ファイブスター東名横浜

株式会社R S ケーユー

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社5社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式

等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

商 品

イ. 新 車

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ロ. 中古車

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原 材 料

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕 掛 品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5年～40年

機械装置及び運搬具 2年～15年

工具・器具・備品 2年～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）による定額法

- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込相当額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

車両販売、車両修理に係る収益認識

当社グループは、国産車販売事業と輸入車ディーラー事業の各車両販売、サービスに係る車両修理を主な事業としており、これらの商品の販売、及びサービスについては、顧客への納車引渡し時点で収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社グループは確定拠出年金制度を導入しております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 第 28 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正適用指針」という。）第 65-2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損に係る見積り

1. 当年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	88百万円
有形固定資産	45,527百万円
無形固定資産	144百万円

※当連結会計年度末において、当社子会社の 4 店舗の事業用資産（帳簿価格の合計 355 百万円）について減損の兆候ありと識別し、このうち 2 店舗の事業用資産（帳簿価格の合計 88 百万円）について、減損損失を計上いたしました。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 減損損失に係る算出方法の概要

当社グループでは連結計算書類の作成にあたり、固定資産の減損に係る見積りが経営の実態を適切に反映したものになるようグルーピングを行い、減損の兆候を判定します。兆候があると判定された資産又は資産グループ（以下「資産等」という。）は減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、金額を測定し連結計算書類へ計上します。

事業用資産については管理会計上の事業所単位ごとにグルーピングしております。遊休資産及び賃貸用資産等については物件毎に一つの資産グループとしております。

減損の兆候の判定は、資産等を使用した営業活動から生じた損益の状況や、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎である営業損益について事業計画等とその実績、翌連結会計年度以降の事業計画、市場環境など、当社グループが利用可能な情報に基づいて判定を行っております。また、純粋持株会社である当社（株式会社ケーユーホールディングス）においては、資産の賃貸から生じる損益の状況や市場価格の著しい下落等により判定しているほか、子会社が会社の賃貸物件により行う事業の業績が減損の兆候に影響を与える可能性を踏まえ判定を行っております。

減損損失の認識の要否の判定は、資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行います。

減損損失を認識すべきであると判定された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方により測定しております。

なお、減損の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの総額及び認識の測定における使用価値は、事業計画等に基づき算出しております。

(2) 当連結会計年度に計上した減損損失の算出方法

上記記載の減損損失に係る算出方法に基づき当連結会計年度の減損損失の判定を実施いたしました。

その結果、当連結会計年度において、連結子会社である株式会社ファイブスター東名横浜は、相模原市中央区、川崎市麻生区、神奈川県厚木市、および相模原市緑区の4店舗の事業用資産（帳簿価額の合計355百万円）について、営業損益が連続してマイナスであることから減損の兆候を識別しました。

このうち、相模原市中央区、神奈川県厚木市の2店舗の事業用資産については割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ることから減損の認識を行い、使用価値が正味売却価額を下回ることから正味売却価額を回収可能価額として、連結損益計算書において減損損失を88百万円計上いたしました。

なお、川崎市麻生区、相模原市緑区の事業用資産については、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回ることから減損損失を認識しておりません。

(3) 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損の兆候の識別、減損の認識及び測定において使用した事業計画は、取締役会で承認されたものに基づいております。これには、当社グループの過去の実績に基づく将来の見積りが含まれており、事業計画作成に用いる主要な仮定は、①資産の賃貸から生じる収益、②販売台数・販売単価計画等に基づく売上高予想、③営業費用予想としております。

(4) 翌年度の連結計算書類に与える影響

当社グループの過去の実績に基づく将来の見積りは、マーケット環境の変化や、自然災害リスクなど、様々な要因により不確実性を伴うため、想定外の市場価格の著しい下落、業績落込み等が発生し、割引前将来キャッシュ・フローの見積値に対

し実績が乖離した場合には、翌連結会計年度において、資産等について減損の兆候があると判定され、減損損失を認識する必要性が生じた場合には、同期間における連結計算書類に影響を与える恐れがあります。

IV. 連結貸借対照表関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 担保に供している資産
商品及び製品 2,316百万円
上記について、買掛金 2,845百万円の担保に供しております。
3. 有形固定資産の減価償却累計額 13,872百万円

V. 連結損益計算書関係

記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

VI. 連結株主資本等変動計算書関係

- 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 44,126,024株
- 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 11,275,197株
- 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
当 社 (親会社)	2007年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	11
	2008年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	6
	2009年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	7
	2010年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	10
	2011年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	13
	2012年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	16
	2013年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	30
	2014年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	54
	2015年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	75
	2016年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	73
	2017年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	93
	2018年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	83
連結子会社	2019年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	91
	2020年新株予約権 (注)	普通株式	—	—	—	—	114
合 計		—	—	—	—	—	682

(注) 2007 年新株予約権 52,000 株、2008 年新株予約権 60,000 株、2009 年新株予約権 60,000 株、2010 年新株予約権 112,000 株、2011 年新株予約権 112,000 株、2012 年新株予約権 112,000 株、2013 年新株予約権 112,000 株、2014 年新株予約権 120,000 株、2015 年新株予約権 134,000 株、2016 年新株予約権 134,500 株、2017 年新株予約権 134,500 株、2018 年新株予約権 137,100 株、2019 年新株予約権 177,500 株及び 2020 年新株予約権 177,500 株のうち、権利行使できる条件を充足したものではありません。

5. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2024年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	1,298	40円00銭	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年11月11日 取 締 役 会	普通株式	657	20円00銭	2024年9月30日	2024年12月6日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議予定)	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2025年6月26日 定 時 株 主 総 会	1,445	利 益 剰 余 金	44円00銭	2025年3月31日	2025年6月27日

VII. 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に店舗建設のための設備投資計画に照らして必要な資金を調達しております。

一時的な余剰資金は銀行の定期預金を中心とした安全性の高い金融資産で運用しております。一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的として、一定限度額において社債等への投資を行っております。

デリバティブは、リスク回避のために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で5年であります。このうち、一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程を定め、取引先との信用取引についての遵守事項を定めております。個人に対する掛売りは原則として行いませんが、例外的に掛売りが認められる場合と承認申請の手順についてのルールを定めております。さらに、取引先ごとの売掛金残高は持株会社管理部門にて把握し、定期的に当該顧客を担当する拠点に通知し、拠点が責任をもって債権回収に当たる体制となっております。

また、個人顧客のクレジット利用により信販会社への売掛金が発生しますが、財務内容の良好な信販会社のみを取引対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

変動金利による借入金については、定期的に金利の動向を把握し管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、稟議等により承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署及び連結子会社からの報告に基づき、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。運転資金として、将来の予測不可能な資金需要に備えて十分な資金及び資金化が容易な定期預金、有価証券を確保しております。また、主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しており、円滑かつ効率的に資金調達が可能な体制をとっております。

(4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のほとんどは、財務内容が良好な信販会社向けのものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額0百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	1,099	1,099	—
資産計	1,099	1,099	—
長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	8,179	8,175	△3
負債計	8,179	8,175	△3

(1) 資産

有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得価額 又は 償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	(1) 株式	245	763	517
	(2) 債券	100	100	0
	社債	100	100	0
	(3) その他	—	—	—
	小計	345	863	518
連結貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	200	198	△1
	社債	200	198	△1
	(3) その他	40	37	△2
	小計	240	236	△3
合計		585	1,099	514

(2) 負債

長期借入金

長期借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注1) 金銭債権の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年内	1 年超 5 年内	5 年超 10 年内	10 年超
現金及び預金	13,258	—	—	—
売掛金	3,856	—	—	—
合計	17,115	—	—	—

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年内	1 年超 5 年内	5 年超 10 年内	10 年超
長期借入金	3,986	4,192	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時価	レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価
レベル3の時価	重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券				
株式	763	—	—	763
社債	—	298	—	298
投資信託	—	—	—	—
資産合計	763	298	—	1,062

(2) 時価で連結貸借対照表計上額としている金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	8,175	—	8,175
負債合計	—	8,175	—	8,175

(注) 時価の算定に用いた評価方法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

当社グループが保有している上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、社債については、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

このうち、固定金利建ての長期借入金については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、変動金利建て長期借入金については、短期間に市場金利を反映することから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

VIII. 賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

IX. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	国産車 販売事業	輸入車 ディーラー 事業	合計
売上高			
顧客との契約から生じる収益	51,169	108,794	159,964
その他の収益	—	—	—
計	51,169	108,794	159,964

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「7. 連結注記表 I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

契約負債	当連結会計年度
期首残高	2,876
期末残高	3,681

契約負債の内訳は、主に納車引渡し前に顧客から受け取った車両販売と、車両修理に係る販売代金の前受金のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは2,525百万円であります。なお、重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	275
1年超2年以内	220
2年超3年以内	205
合計	701

当連結会計年度末現在、車両修理に係る販売代金の前受金のうち、点検及び車検等を提供するサービス（商品名 メンテナンスパック）について、期末時点において履行義務を充足していない残高は701百万円であります。残存履行義務については、今後1年から3年の間で、サービスを提供する都度、顧客への納車引渡しが行われた時点で収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初の予想期間が1年以内の契約である車両販売、車両修理に係る販売代金の前受金については、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

X. 1株当たり情報

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,048円32銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 199円60銭 |

8. 個別注記表

I. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------|---|
| (1) 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| (2) その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等 | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 以外のもの | |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------------------------------------|--|
| (1) 有形固定資産 | 定率法 |
| (リース資産を除く) | ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 |
| | なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 |
| | 建物 5年～40年 |
| | 構築物 7年～20年 |
| (2) 無形固定資産 | |
| (リース資産を除く) | |
| ソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）による定額法 |
| (3) リース資産 | |
| 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | |
| 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 | |
| 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | |
| リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | |

4. 引当金の計上基準

- | | |
|---|--|
| (1) 貸倒引当金 | |
| 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 | |
| (2) 賞与引当金 | |
| 従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込相当額を計上しております。 | |

5. 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の主な収益は、子会社から受け取る業務委託料、経営指導料、不動産賃貸料、及び受取配当金となります。このうち、収益認識に関する会計基準が適用される業務委託料、経営指導料につきましては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、一定の期間にわたり当社の履行義務が充足されることから、契約期間にわたり当該受託業務の提供に応じて収益を認識しております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損に係る見積り

1. 当年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	28,288百万円
無形固定資産	30百万円

2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

計算書類利用者の理解に資するその他の情報に関する注記については、連結計算書類「7. 連結注記表 Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅳ. 貸借対照表関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,220百万円

3. 債務保証

関係会社（株式会社ファイブスター東名横浜、株式会社シュテルン世田谷、株式会社モトーレン東名横浜）の仕入先に対する債務保証

3,113百万円

4. 関係会社に対する金銭債権

関係会社に対する未収収益 995百万円

Ⅴ. 損益計算書関係

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

(1) 関係会社からの営業収益 6,501百万円

(2) 関係会社からの受取利息 9百万円

Ⅵ. 株主資本等変動計算書関係

- 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 当事業年度における自己株式の種類及び株式数
普通株式 11,275,197株

Ⅶ. 税効果会計

- 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	14百万円
投資有価証券評価損	32
減価償却超過額	28
子会社株式に係る一時差異	117
新株予約権	164
譲渡制限付株式報酬	239
その他	73
繰延税金資産小計	670百万円
評価性引当金	△254
繰延税金資産合計	415百万円
繰延税金負債との相殺額	△415
繰延税金資産の純額	—

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△823百万円
その他有価証券評価差額金	△158
その他	△3
繰延税金負債合計	△985百万円
繰延税金資産との相殺額	415
繰延税金負債純額	△570百万円

- 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.1%から34.9%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が14百万円、法人税等調整額が11百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が3百万円減少しております。

Ⅷ. 関連当事者との取引

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株) シュテルン世田谷	東京都町田市	355	小売業	(所有) 直接 100.0	兼任2名	資金の貸付	資金の貸付	3,069	関係会社短期貸付金	2,500
								利息の受取	5	未収収益	1
子会社	(株) ケーユー	東京都町田市	50	小売業	(所有) 直接 100.0	兼任2名	資金の貸付	資金の貸付	1,115	関係会社短期貸付金	500
								利息の受取	2	未収収益	0

(注) 資金の貸借については、市場金利を勘案して決定しており、担保の授受はありません。
又、取引金額は月末残高の年間平均額を記載しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	板東徹行	被所有 直接 2.71%	当社代表取締役社長	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注)1	142	—	—
役員	井上久尚	被所有 直接 0.96%	当社代表取締役副社長	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注)1	83	—	—
役員	稲垣正義	被所有 直接 0.37%	当社取締役専務執行役員	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注)1	17	—	—
役員の親族	井上順子	被所有 直接 2.32%	当社代表取締役副社長の親族	不動産賃借料の支払(注)2	59	その他流動資産	22
				建設協力金の回収	26	建設協力金	407

(注) 1 譲渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。自己株式の処分価格は、2024年7月23日(取締役会決議日の直前営業日)の東京証券取引所スタンダード市場における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。
2 不動産賃借料の支払につきましては、不動産鑑定士による鑑定評価に基づき決定しております。

IX. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「8. 個別注記表 I. 重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

X. 1株当たり情報

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,092円33銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 121円81銭 |

以 上